

（仮称）馬縹・大谷風力発電事業
環 境 影 響 評 価 方 法 書
補 足 説 明 資 料

令和 5 年 8 月

珠洲風力開発株式会社

風力部会 補足説明資料 目次

1. 文中の誤植について【方法書P. 4】	5
2. 文中の誤記について【方法書P. 4】	5
3. 作業道路について【方法書P. 7】	6
4. 風力発電機の構造の概要について【方法書P. 11】	6
5. 風力発電機の構造の概要について【方法書P. 11】	7
6. 大型資機材輸送路について【方法書P. 16】	7
7. 工事中の排水について【方法書P. 19】	8
8. 水象の状況について【方法書P. 38】	8
9. 主要な河川、湖沼及び海域の状況について【方法書P. 38】	9
10. 水生動物の重要な種について【方法書P. 71, 499】	9
11. 水道の状況について【方法書P. 129】	10
12. 水道の状況について【方法書P. 132】	10
13. 住宅等の配置の状況について【方法書P. 140】	11
14. 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況について【方法書P. 187】	11
15. 累積的な影響について【方法書P. 305, 20-21】	12
16. 二酸化炭素排出量の削減について【方法書P. 309】	12
17. 環境影響評価の項目について【方法書P. 312】	13
18. 工事用車両の騒音について【方法書P. 323】	13
19. 建設機械の稼働について【方法書P. 324-325】	14

20.	施設の稼働（残留騒音）について【方法書P.326】	15
21.	騒音に係る調査、予測及び評価の手法について【方法書P.326,331】	16
22.	施設の稼働（評価）について【方法書P.327】	16
23.	水環境（水の濁り）の調査予測評価手法について【方法書P.335】	17
24.	水の濁りに係る調査、予測及び評価の手法について【方法書P.336】	17
25.	水の濁りに係る調査、予測及び評価の手法について【方法書P.336】	18
26.	水の濁りに係わる調査地点について【方法書P.337】	18
27.	水質調査点について【方法書P.337】	20
28.	水質調査地点について【方法書P.337】	20
29.	水の濁りに係る調査地点（採水、予測地点）について【方法書P.337】	21
30.	水の濁りに係る調査地点（採水、予測地点）について【方法書P.337】	21
31.	鳥類調査地点について【方法書P.351】	22
32.	魚類・底生動物調査点について【方法書P.366】	22
33.	典型性注目種の選定について【方法書P.376】	23
34.	風況の状況（高度70mにおける年平均風速、500mメッシュ精度）について 【方法書P.417】	24
35.	食物連鎖模式図について【方法書P.103】	26
36.	植物調査項目及び内容等について【方法書P.370】	26
37.	植生調査地点設定根拠について【方法書P.371】	26

I. 方法書チェックリスト補足説明

38. 大気環境（騒音（超低周波音含む）及び振動）の調査地点について

【非公開】（No. 23、32関係） 27

39. 風況観測塔の設置状況について（No. 24関係） 38

II. その他

40. 国土防災関係（砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の重合図） 40

1. 文中の誤植について【方法書P. 4】

「2-2-4」項の2行目の記述『馬縹峠からへ大谷峠の』の意味が通じません。誤植があると思われる。

(1 次回答)

ご指摘のとおり『馬縹峠から大谷峠への』の誤植でした。申し訳ございませんでした。

2. 文中の誤記について【方法書P. 4】

「馬縹峠からへ大谷峠の東西約 3.3km」は「馬縹峠から大谷峠への東西約 3.3km」の誤記でしょうか。

(1 次回答)

ご指摘のとおり『馬縹峠から大谷峠への東西約 3.3km』の誤植でした。申し訳ございませんでした。

3. 作業道路について【方法書P. 7】

対象事業実施区域の中央部付近を既設道路（林道？）が東西に通っているため、土工量および樹木伐採量はかなり抑えられるとの理解で良いでしょうか。現時点での作業道の新設・拡幅計画や土工計画を教えてください。

（1 次回答）

馬縹峠から大谷峠の既設道路を最大限利用することで土工量および樹木伐採量は、低減できる事業計画としております。現地点では、調査・予測・評価をもとに風車配置を確定のうえ、施工計画を進めることから拡幅計画および土工計画は準備書でお示しいたします。

4. 風力発電機の構造の概要について【方法書P. 11】

準備書では、採用する風力発電機（最大 10 基）の音響特性として、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」や「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」に記載されているような『純音性可聴度（Tonal Audibility）』，『振幅変調音（Swish 音）』に関する特性評価も示して下さい。

（1 次回答）

準備書では、風力発電機の諸元をお示しする際に、採用する風力発電機（最大 10 基）の音響特性として、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」や「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」に記載されているような『純音性可聴度（Tonal Audibility）』，『振幅変調音（Swish 音）』に関する特性評価も示すようにいたします。

5. 風力発電機の構造の概要について【方法書P. 11】

また、理解し易いものとするため、ナセル高さでの風速と A 特性音響パワーレベルの関係について、図を用いて提示して下さい。

(1 次回答)

これにあわせて、ナセル高さでの風速と A 特性音響パワーレベルの関係について、メーカー側からデータの提供を受けられた場合には、風力発電機の諸元に図を用いてお示しするようにいたします。また他事例での関係図の参考として引用する場合には、騒音の評価の項目にお示しするようにいたします。

6. 大型資機材輸送路について【方法書P. 16】

大型資材の輸送に際し、途中での積み替えを行うのでしょうか。行う場合には周辺住居から離隔をとるようにお願いします、おおむね 100m 以内に民家等がある場合には二酸化窒素の短期評価を行うことを検討してください。

(1 次回答)

積替え地を予定する場合で、積替え地から概ね 100m 以内に民家等がある場合には、二酸化窒素の短期暴露について評価を行うことを検討します。

7. 工事中の排水について【方法書P. 19】

準備書ではコンクリート打設時のアルカリ排水への対応についても記述することを御検討下さい。

(1 次回答)

準備書において、コンクリート打設時のアルカリ排水への対応についても記述いたします。

8. 水象の状況について【方法書P. 38】

「図 3-1-4 主要な河川、湖沼及び海域の状況」に河川名「金川」が示されていないようです。底生動物等の調査地点もあるため、ため池についても記述、図示することを御検討下さい。対象事業実施区域及びその周辺に湿地はありませんか。

(1 次回答)

準備書において、「図 3-1-4 主要な河川、湖沼及び海域の状況」に相当する図面に、河川名「金川」を図示いたします。底生動物等の調査地点として、国土地理院の地図にも記載のないため池についても石川県より追加するよう具体的な座標や名称もいただいておりますので、これらも準備書において図示いたします。対象事業実施区域及びその周辺に水田はあるものの、国土地理院の地図に湿地の記号が記されている場所も含めて湿地は確認されておられません。

9. 主要な河川、湖沼及び海域の状況について【方法書P. 38】

沢筋の所在は濁水到達推定結果の評価に大きく影響しますので、現地調査において地元ヒアリングを含め、新たな沢筋の調査をお願いします。

(1 次回答)

沢筋については、動物調査の一環として谷地形における流水区間の有無を確認する予定です。また、珠洲市にも再度確認いたします。

10. 水生動物の重要な種について【方法書P. 71, 499】

動物既存資料等調査結果（P. 499）でヤマメ（サクラマス）やカマキリ等が記載されていますので魚類の重要な種（P. 71）に加える必要があるのではないのでしょうか。また、重要湿地「奥能登・中能登の湿地群」の選定理由のひとつに「奥能登丘陵の小河川と湿地」がカワシンジュガイの生息地であることが示されていますので、重要種として考慮するとともに現地調査において御留意いただくようお願いします。

(1 次回答)

ご指摘のとおり、ヤマメ、カマキリ等の魚種が重要種の選定から漏れておりました。文献調査結果における重要種について再度精査し、準備書以降の図書に反映いたします。

カワシンジュガイにつきましては、重要湿地の選定理由に生息箇所が示されていないことから文献調査結果には記載いたしませんでしたが、底生動物の現地調査において同種の生息について留意いたします。

1 1. 水道の状況について【方法書P. 129】

「図 3-2-7 水道等の状況（p. 132）」には、若山川の下流に浄水場がありますが、本文ではこれに関連した記述を見つけることができませんでした。浄水場の名称や利用水の種別を記載して下さい。

（1 次回答）

当該施設は、宝立浄水場系の若山浄水場で、水源は若山川表流水となっております。「珠洲市水道事業経営戦略」（珠洲市, 平成 29 年）によれば、平成 19 年に休止となっており、また最新の「令和 5 年度水質検査計画」（珠洲市水道事業）によれば、水道法施行規則第 15 条の規定に基づく「定期及び臨時の水質検査」を実施する計画が無く、現在も休止した状態が継続しております。

（2 次意見）

当該施設の状況（休止中）が良く理解できました。ご回答頂いた内容を、本文の中に記載しておいて下さい。

（2 次回答）

準備書以降の図書では、休止中の浄水場についても本文に現状説明文を記載いたします。

1 2. 水道の状況について【方法書P. 132】

「図 3-2-7 水道等の状況」で河川が示されていますが、上水道の水源となっている高屋川が示されていないのは何故ですか。また、岩坂ダムが示されていますが、本文の「上水道のダム」（P. 129）に該当するのでしょうか。

（1 次回答）

「図 3-1-4 主要な河川、湖沼及び海域の状況」で用いた地形解析の結果による河川情報が煩雑であったため、国土数値情報の河川データを表示するよう変更したところ、同データ（ならびに国土地理院の地形図）に高屋川の情報がなかったため、漏れてしまいました。準備書では、珠洲市の「準用河川及び普通河川一覧図」に掲載された情報と集水域も図示するよう修正いたします。

また、岩坂ダムについては、洪水調整、農地防災ならびにかんがい用水を目的として設置されたダムですので、本文の「上水道のダム」には該当いたしません。

13. 住宅等の配置の状況について【方法書P.140】

風車から最寄りの民家までの距離はどのくらいでしょうか。

(1 次回答)

計画風車から最寄りの民家については、440 ページの「図 7-2-12 環境保全上配慮が特に必要な施設及び住宅に配慮した風力発電機設置予定箇所の検討状況」にお示ししたとおり、940m となります。

14. 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況について【方法書P.187】

対象事業実施区域内に埋蔵文化財包蔵地が、文化財保護担当部署等との協議の状況をお伺いします。

(1 次回答)

現時点では、概略位置について確認を行ったところですが、正確な範囲に係る座標値は入手できておりません。

15. 累積的な影響について【方法書P. 305, 20-21】

事業実施区域の周辺には、既存の風車及び計画中の風力発電施設が多数存在しており、配慮書に対する経産大臣意見にもあるように、累積的影響が懸念されます。計算大臣意見に対する事業者見解では、方法書以降において対応するとのことですが、環境影響評価項目のうちのどの項目について、具体的にどのように累積的影響を評価しようとしているのかが記載されていません。

また、既往の風車が存在することから、鳥等の衝突事例など、これまでの知見も今回の環境影響評価に活かせるものと思います。この点についても、準備書では明確に記載するようにして下さい。

(1 次回答)

準備書においては、累積的影響を評価した項目の一覧表を掲載するとともに、累積的影響を評価する手法については、当該項目の調査、予測手法に方法書からの変更点として、わかりやすく具体的に記載いたします。

また、既往の風車では鳥等の衝突事案については、環境省に報告すべく定期的な維持管理の際の確認事項の1つに含めておりますが、これまでのところ該当する確認報告はございません。

今後、既往風車周辺を含む現地調査を実施する予定ですので、その際に得られた知見を含めて既往の風車に関して得られた知見があれば明確に記載するようにいたします。

16. 二酸化炭素排出量の削減について【方法書P. 309】

準備書では、樹木伐採量やライフサイクルコスト等を含め、本事業による二酸化炭素排出削減量を評価して下さい。

(1 次回答)

準備書では、本事業による二酸化炭素排出削減量を評価いたします。

17. 環境影響評価の項目について【方法書P.312】

表 6-1-5 で、大気質について、参考項目ではないのに記載をして×をつけているのは何か理由があるのでしょうか。

(1 次回答)

石川県から、大気質についても実施を検討するよう意見があったことから、このような記述といたしました。

18. 工事用車両の騒音について【方法書P.323】

表 6-2-2 (2) にて、予測計算に用いた各車種の走行速度、交通量、また車両の音響パワーレベルの計算方法などは、準備書に必ず明記して下さい。

(1 次回答)

準備書には、予測計算の検証が可能なように、各車種の走行速度、交通量、計算方法等について、明記します。

19. 建設機械の稼働について【方法書P. 324-325】

表 6-2-2 (3, 4) の「6. 予測の基本的な手法」「10. 評価の手法」にて、『到達騒音レベルを算出』とあるのみで、その評価量が明確になっていません。また『現況騒音レベルに相当する種類の基準値と比較する』とは、意味が不明です。修正してください。

万が一、等価騒音レベル LAeq を用いるのならば、環境基準の時間区分（16 時間）で平均するのではなく、工事実施時間（8 時間など）で平均化し評価することを望みます。その理由は、工事を実施していない時間を含めた予測は過小評価に繋がるからです。

なお、事業者独自の判断で、環境基準の 16 時間を用いることに対して、既に、自治体や住民の理解が得られている状況であれば、異論ありません。

さらに、準備書には、「工事実施時間」と「評価時間」を、必ず準備書に正しく明記して下さい。予測条件が不明ですと、住民の誤解を生みます。

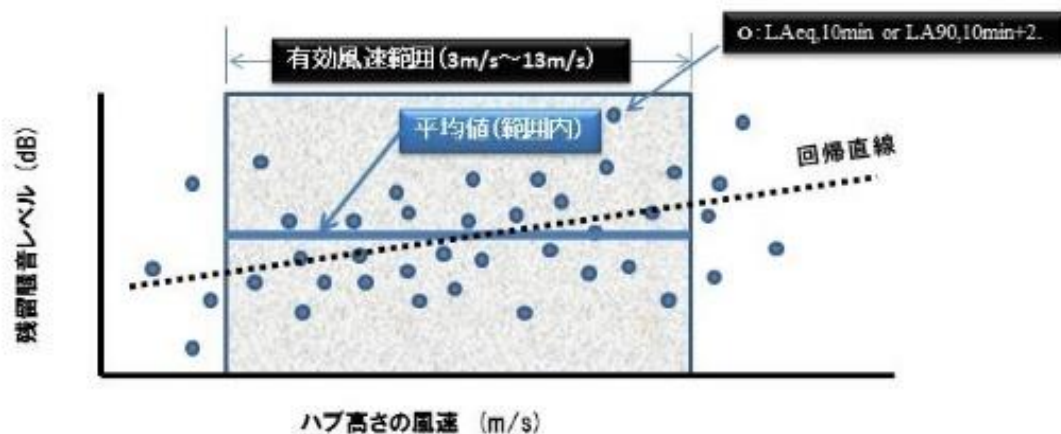
(1 次回答)

評価量については、敷地境界（各施工区域の境界）では、LA5 を用いて表 3-2-35 の特定建設作業（騒音規制法）に関する規制基準との比較を行います。また、民家近傍に設定する調査・予測地点では、LAeq を用いて表 3-2-24 の騒音に係る環境基準（一般地域）との比較を行います。ただし、対象事業実施区域ならびに予測地点を含む一帯には騒音に係る環境基準の類型を当てはめた地域がないことから、現況において満足している種類の環境基準値（例えば、現況騒音が AA 種類の基準値を満足せず、A 種類の基準値を満足している場合には、A 種類の環境基準値）との比較を行うこととします。

LAeq を用いる場合は、工事実施時間で平均化した値で評価するとともに、準備書の予測・評価結果を示す際には、工事実施時間と評価時間を明記いたします。

20. 施設の稼働（残留騒音）について【方法書P. 326】

表 6-2-2 (5) の【現地調査】で、残留騒音を調査すると記載されていますが、それを求める際は、必ず『 $LA_{90} + 2dB$ 』で行って下さい。お願いします。また、残留騒音は、その地域性や季節性などで変化するため、準備書では、下の図を参考に、調査地点ごとの残留騒音とハブ高さ相当の風速との関係性も整理してもらいたいと考えます。



ハブ高さの風速と残留騒音レベル ($L_{Aeq,10min}$ or $L_{A90,10min} + 2dB$) に関連性があるか？

(1 次回答)

石川県からは、『 $LA_{90} + 2dB$ 』ではなく、除外音処理を原則とするよう指導をいただいております。既設風車の近傍に調査地点などで、除外音処理が困難な場合は『 $LA_{90} + 2dB$ 』により残留騒音を求める旨回答しているところです。

調査地点ごとの残留騒音とハブ高さ相当の風速との関係性については、ご提示いただいた図を参考に整理いたします。

2 1. 騒音に係る調査、予測及び評価の手法について

【方法書P. 326, 331】

326 ページ調査地点に記載のある「設置を予定している風車のハブ 高さ付近における、調査地域を代表する風況が把握できる地点を選定する。」にある地点の候補地はどこでしょうか。またどのような手法で風況を測定するのでしょうか。

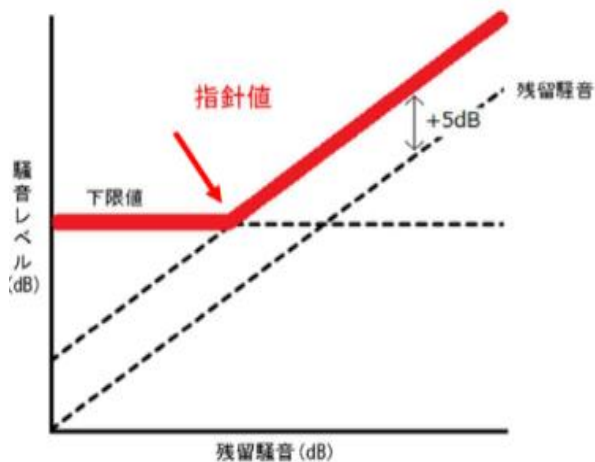
(1 次回答)

風況観測地点は、353 ページの「図 6-2-6(1) 哺乳類調査地点」における BD-1、BD-2 の 2 地点で観測しています。

風速は 58.5、50、40m の高さにて風杯型式風速計により、風向は 54.5、50、40m の高さにて矢羽根式風向計により測定しております。

2 2. 施設の稼働（評価）について【方法書P. 327】

表 6-2-2 (6) の「9. 評価の手法」にて、施設の稼働に伴う騒音評価について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示される指針値との対応を検討する際は、下図のように整理するなど、住民にも分かり易い評価と説明に努めて下さい。



さらに、予測計算に用いた「風車騒音の各周波数の音響パワーレベル（設定した風速条件も含む）など」の前提条件も、必ず明記して下さい。

(1 次回答)

施設の稼働に伴う騒音評価について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示される指針値との対応を検討する際は、ご提示いただいた図を参考に、住民にも分かり易い評価と説明に努めます。

また、予測計算に用いる「風車騒音の各周波数の音響パワーレベル（設定した風速条件も含む）など」の前提条件につきましては、風車メーカーとの守秘義務もあることから、現時点で明記のお約束はできませんが、少なくとも補足説明資料には記載し、根拠として示させていただきます。

23. 水環境（水の濁り）の調査予測評価手法について【方法書P.335】

水環境（水の濁り）の調査予測評価手法が整理されています。冬季を含めた四季調査を予定されているようですが、年によっては積雪の影響も気になりますが、冬季にも調査可能と判断されているのでしょうか。また、融雪期には特有の出水形態をとることから、春先の調査においては、留意ください。

（1 次回答）

対象事業実施区域周辺は積雪の影響がある地域ですが、2020 年のように最深積雪が 3cm しかなかった年もあり、冬季調査がかならずしも不可能とは言い切れないことから、冬季調査も予定しています。

融雪期特有の出水形態については、ご助言を踏まえ冬季調査ができなかった場合に春先の調査に振り替えて把握することを検討いたします。

24. 水の濁りに係る調査、予測及び評価の手法について【方法書P.336】

降雨に関する予測条件は、過去 10 年間の最大降雨量の他に、日常的な降雨（例えば 5mm/h など）に対する評価もお願いします。

（1 次回答）

過去 10 年間の降雨イベントについて、観測された 1 時間降雨量の出現頻度を示すと共に、日常的な降雨として 5mm/h に対する予測、評価結果も示すようにいたします。

25. 水の濁りに係る調査、予測及び評価の手法について【方法書P.336】

降雨条件として、過去10年間の最大降雨量とともに、出現頻度の高い日常的な降雨条件あるいは降雨時の現地調査での条件でも予測評価いただきたい。

(1 次回答)

過去10年間の降雨イベントについて、観測された1時間降雨量の出現頻度を示すと共に、日常的な降雨として5mm/hに対する予測、評価結果も示すようにいたします。

26. 水の濁りに係わる調査地点について【方法書P.337】

河川の集水域と採水地点との関係は、色使いも含め分かりやすい図となっています。採水地点での集水域が対象事業実施区域をカバーしていることを確認するための図面を示して下さい。

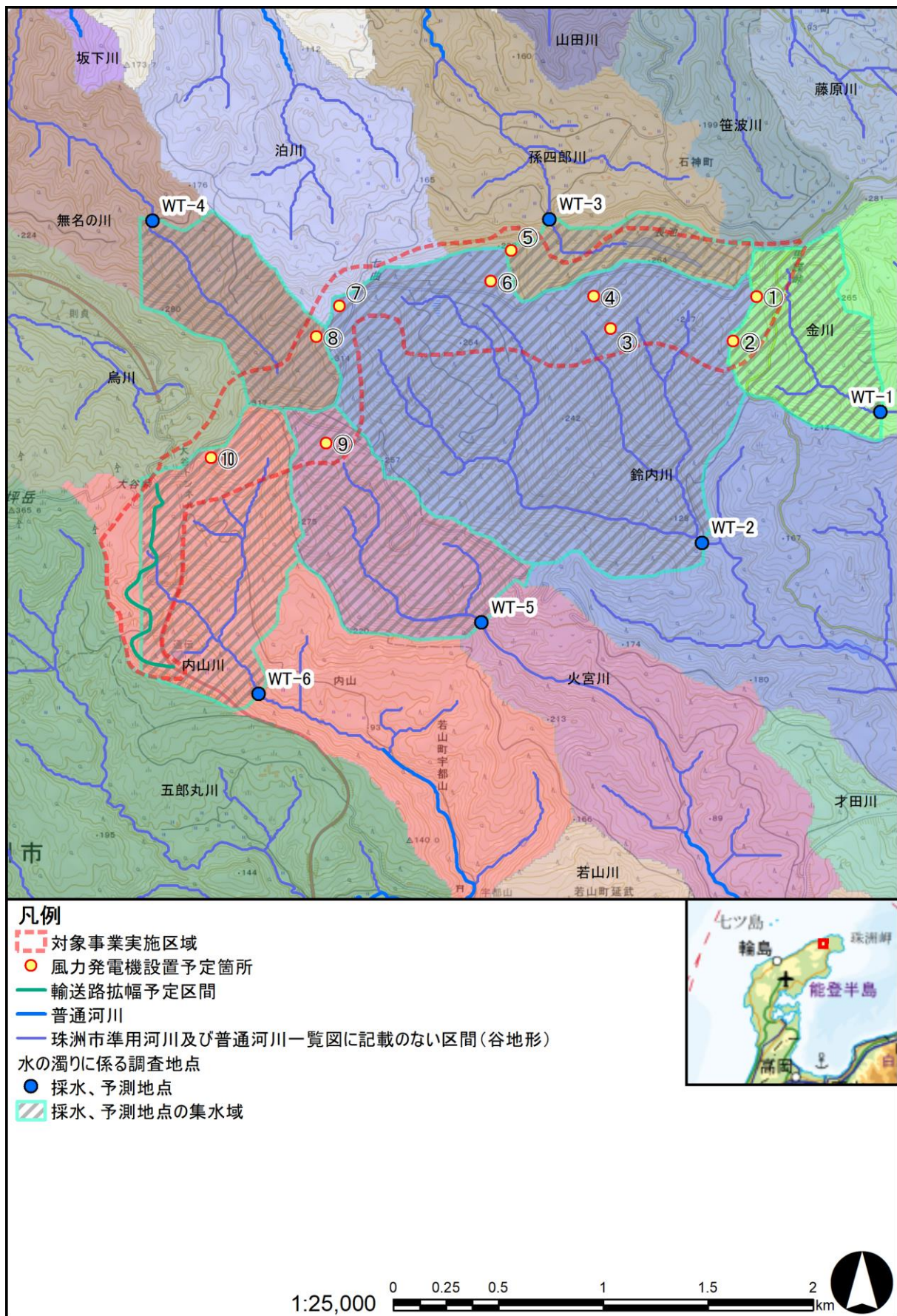
(1 次回答)

採水地点の集水域を示す図面を別途作成いたします。なお、方法書でお示した対象事業実施区域の中には現時点で造成を行うことを想定していない区域も含まれておりますので、採水地点の集水域が対象事業実施区域全体を網羅するようにはなっておりません。

なお、図面を作成いたしておりますが、1次回答には間に合わないため、2次回答にてお示しさせていただきます。

(2 次回答)

採水地点の集水域を示す図面を図26に示します。



27. 水質調査点について【方法書P.337】

対象事業実施区域の北側に、烏川、泊川、笹波川の集水域が含まれますが、これらの3河川には水質調査点が設定されていません。これらのエリアで土地の改変を行う可能性がある場合には、上記3河川にも調査点を設定してください。これらの集水域では土地の改変を行わないということであれば問題ありませんが、その場合にはこれらのエリアを対象事業実施区域から除外してはいかがでしょうか？

(1次回答)

地すべり防止区域への配慮として、烏川、泊川、笹波川の集水域については原則土地の改変を行わず、また土地の改変が必要となった場合も、これらの河川の集水域に放流しないよう設計ならびに工事計画の検討を行う予定です。検討の中でこれら河川の集水域に放流する必要性が明らかになった場合には、水質調査地点を改めて設定いたします。

28. 水質調査地点について【方法書P.337】

水質調査地点が記されています。事業実施区域のうち、土地を改変する場所の詳細と分水界の位置関係が不明であり、排水が流出する可能性がある集水域がすべて調査地点に含まれているのかどうか、不明確です。藤原川・笹浪川・泊川・烏川などに流出する可能性はないのでしょうか。特に藤原川・笹浪川などは、p.132に示された浄水場への直接的な影響の有無を判断するうえで、重要な情報になると思います。丁寧な記述が望ましいと思います。

また、事業実施区域内には「長池」という湖沼が存在するようであり、魚類・底生動物調査地点にも予定されています。そうであれば、長池も水質調査地点に加えてはいかがでしょうか。

(1次回答)

準備書においては、土地の改変区域と河川・集水域の情報を重合した図面上に、水質調査地点を記載し、わかりやすく丁寧な記述となるようにいたします。

また、長池については環境省の意見により重要な水生生物の調査地点として追加したものの、設計上も濁水を流入させないよう留意しつつ検討を進めていることから、現時点では水質調査地点には含めておりません。今後、濁水が流入する可能性が確認された場合には、水質調査地点を改めて設定いたします。

29. 水の濁りに係る調査地点（採水、予測地点）について【方法書P.337】

水の濁り調査地点の妥当性を判断するために、各調査地点の集水域を示してください。

（1 次回答）

採水地点の集水域を示す図面を別途作成いたします。なお、方法書でお示しした対象事業実施区域の中には現時点で造成を行うことを想定していない区域も含まれておりますので、採水地点の集水域が対象事業実施区域全体を網羅するようにはなっておりません。

なお、図面を作成いたしておりますが、1 次回答には間に合わないため、2 次回答にてお示しさせていただきます。

（2 次回答）

「26. 水の濁りに係わる調査地点について」のとおりです。図 26 をご参照ください。

30. 水の濁りに係る調査地点（採水、予測地点）について【方法書P.337】

水の濁りの調査地点 WT-3 の上流に位置する長池についても、調査・予測地点として追加すべきではないでしょうか？

（1 次回答）

長池については環境省の意見により重要な水生生物の調査地点として追加したものの、設計上も濁水を流入させないよう留意しつつ検討を進めていることから、現時点では水質調査地点には含めておりません。今後、濁水が流入する可能性が確認された場合には、水質調査地点を改めて設定いたします。

3 1. 鳥類調査地点について【方法書P. 351】

猛禽類と渡り鳥調査で既設風車付近での生息状況を調べる地点を設けていることは評価できます。その観点から、ポイントセンサスも、既設風車付近で対象事業実施区域と環境の類似する地点で調査を行うと、一般鳥類へのより正確な影響予測評価に用いることができると思います。

(1 次回答)

BP-11 (p. 351, 355)としたポイントセンサス地点が既設風力発電機の近傍に位置しており、発電機に対する一般鳥類の行動を確認できるものと考えております。

3 2. 魚類・底生動物調査点について【方法書P. 366】

水質調査点と同様の理由で、烏川、泊川、笹波川の集水域でも土地の改変を行う可能性がある場合には、これらの3河川にも調査点を設定してください。また、河川以外のため池(？)2か所にも調査点が設定されており、それは結構ですが、エリア内にそれら以外のため池や沢筋は存在しないでしょうか？ 存在する場合には図に表記するとともに、魚類・底生動物調査点の設定をご検討ください。

(1 次回答)

魚類・底生動物調査地点は、現時点での風力発電機設置予定位置を基に、集水域を改変する可能性のある河川に設定しておりますが、今後、配置が変更となり、現在想定していない集水域が改変されることとなった場合には、調査地点の変更又は新設を行います。また、石川県環境審議会のご助言により、内山川上流部にため池があることが分かりましたので、このため池にも魚類・底生動物調査地点を設けることといたしました。

33. 典型性注目種の選定について【方法書P.376】

専門家による助言とは言え、キツネを典型性注目種として選ぶのには疑問を感じます。p.103の食物連鎖図でも、キツネは当該地域で「高次消費者」とされています。個体数もそれほど多くないと思われますし、ほかに適当な種はないのでしょうか？

(1 次回答)

風力発電機の建設や輸送路の拡幅などの地上部の改変に対して、文献調査で確認のある動物から、昆虫類、小型哺乳類等の動物のほか液果植物も食べるなど、多様な生物を食物として利用する種としてホンドキツネを選定しております。

(2 次意見)

地上部の改変に対する典型性注目種としてのキツネを選定したことは理解できましたが、上位性で挙げられている「風力発電施設の稼働による影響が懸念される」が典型性の評価基準に挙げられていないのはなぜでしょうか？ 飛翔性動物の典型性候補としては、夏鳥のキビタキしか候補に挙がっていないことも不思議です。

(2 次回答)

専門家によるヒアリング結果にお示しておりますように、注目種の検討過程においてはカラ類やホンドタヌキといった他の種も名前が挙がっていましたが、注目種選定マトリクスの表ではこれらをきちんと反映できておりませんでした。石川県環境審議会からも同様の指摘をいただいておりますので、準備書以降の図書において、未記載の候補種を表に追加いたします。

3 4. 風況の状況（高度70mにおける年平均風速、500mメッシュ精度）について

【方法書P.417】

図 7-2-3 の下にある風配図の位置がわかるように、本体のマップに緯度・経度を入れるか図中に位置をしめしてください。またどうして風配図は地上 30m のデータを示しているのでしょうか。

（1 次回答）

当該図を作成した際には、長池付近（E137° 13' 20", N37° 29' 42"）の地点の風配図が表示され、地上高 30m の風配図しか表示できませんでした。現在は、より北側の鰐崎と高屋の集落の間にある海岸付近の小山の山頂付近（E137° 13' 39", N37° 30' 54"）に地点が移ったものの、地上高 70m の風配図も表示できるようになっておりますので、こちらのデータで図を再調整いたします。

なお、図面を作成いたしておりますが、1 次回答には間に合わないため、2 次回答にてお示しさせていただきます。

（2 次回答）

風配図の位置を本体のマップに図示いたしました。また、局所風況マップの 8 月 3 日時点データにて再調整した図を、図 34 に示します。

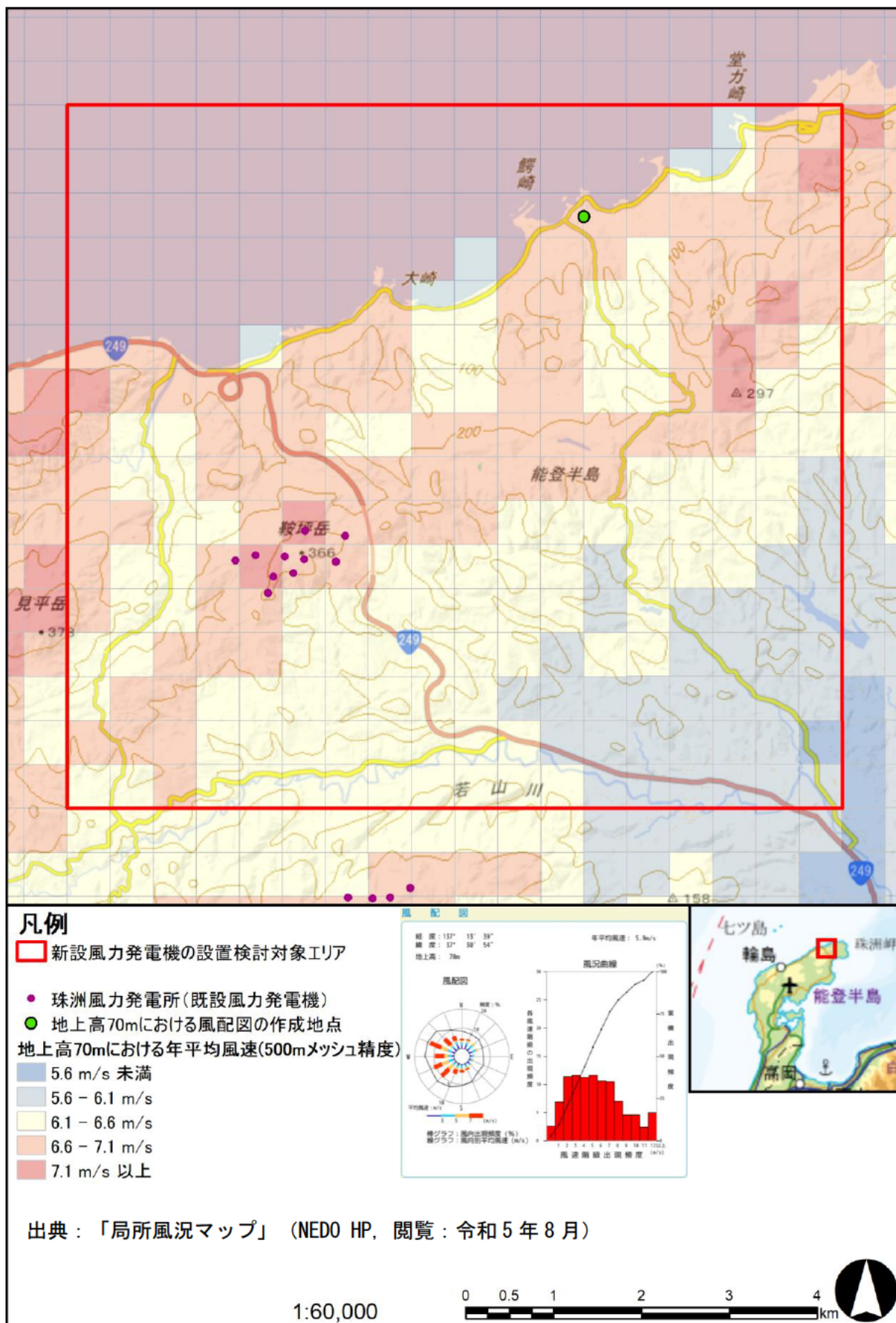


図34 風況の状況(高度70mにおける年平均風速)と事業実施想定区域との重ね合わせ

35. 食物連鎖模式図について【方法書P. 103】

(2 次意見)

区分されている植生→生産者→一次消費者が明確な対応として示されていますが、植生と生産者はともかく一次消費者はこのように明確な対応関係があるのでしょうか。もう少し一次消費者をまとめて示した方が良くはありませんか。また、コウモリ類と一次消費者との対応関係ですが、「ヒグラシ、ヒノキカワモグリガ、ヒメスギカミキリ等」とはつながっていないように見えますが、これでよろしいですね。

ユキグニミツバツツジーコナラ群集が表 3-1-40 環境類型区分と図 3-1-42 食物連鎖模式図ではユキグニミツバツツジーコナラ「群落」となっているので訂正してください。

(2 次回答)

一次消費者につきましては、多くの動物が複数の環境を利用する中で、植生ごとに特徴的な種を選定して図示いたしました。準備書以降において再度掲載種を確認し、適当でない箇所は修正いたします。

ご指摘いただいた「ヒグラシ、ヒノキカワモグリガ、ヒメスギカミキリ等」はコウモリ類と矢印をつなげるべきでございました。ユキグニミツバツツジーコナラ群集の名称と共に、準備書以降において修正いたします。

36. 植物調査項目及び内容等について【方法書P. 370】

(2 次意見)

表 6-2-15 において「調査時間は昼間とする」は、常識的に考えて不要と思います。

(2 次回答)

ご指摘のとおり、準備書では表 6-2-15 中 2 か所の「とし、調査時間は昼間」は削除いたします。

37. 植生調査地点設定根拠について【方法書P. 371】

(2 次意見)

表 6-2-16 において「ユキグニミツバツツジーコナラ」に「群集」が抜けています。

(2 次回答)

ご指摘のとおり、準備書において表 6-2-16 中 3 か所の「ユキグニミツバツツジーコナラ」の後に「群集」を追記します。

I. 方法書チェックリスト補足説明

38. 大気環境（騒音（超低周波音含む）及び振動）の調査地点について（No. 23、32 関係）【非公開】

※観測場所が特定できる大縮尺の図は、個人の住居なども特定できることとなることから、個人情報保護の観点から非公開とします。

39. 風況観測塔の設置状況について (No. 24 関係)





Ⅱ. その他

40. 国土防災関係（砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の重合図）

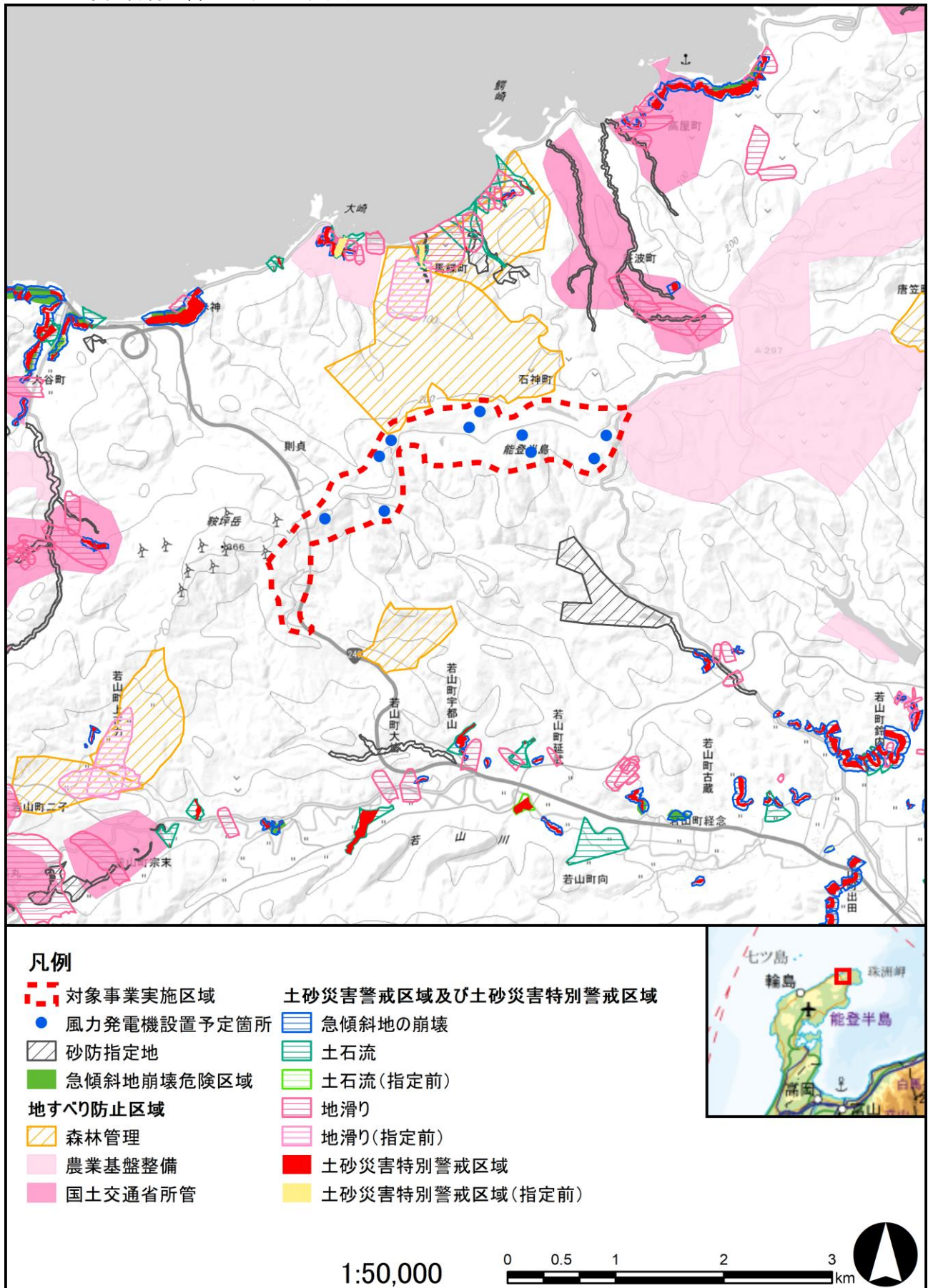


図 40 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の重合図